行政法関係における私人の行為

~ドイツにおける学説の展開とその検討~

はじめに

法的行為であるが、それが公権力に由来するものでな 不服の申立て等、 政作用論の付随的問題としてしか扱われてこなかった い故であろうか、これまでの行政法学においては、 行政法関係における私人の行為は、 行政法領域全般にわたって存在する 各種の申請、 行 届

が増加してきた。その結果、

法律が市民に認める権利

り

申請等を介して、私人が行政手続に関与する機会 現代社会における許認可行政の量的増大によ

また、

行政法学の重要な検討対象であり、

特に、

行政と私人

えられる。

かし、行政と私人との間に形成される法律関係も、

双方による協同的な法律関係の形成が行われる場合で

感はいなめない。

鹿

嶋

子

ものとして、その法的性質と適用法理の解明は、 方の主体者たる私人の行為も重要な法的役割を担う

看過

されてはならない課題である。

の手続過程に依存することとなった。 の実現は、 する研究の意義は、 政手続への市民の参加、 いう観点からも、 申請の提出から処分の許否決定に至る一連 行政法関係における私人の行為に関 以前にも増して高まってきたと考 あるいは市民の権利の保護と したがって、行

116

博士の「私人の公法行為」論によって、(3) 成されたが、具体的には、 て展開されてきた。 意思能力、行為能力、 その基礎が形 意思

る。

美濃部博士の「私人の公法的行為」(2)

論に始まり、

田中

ところで、

この問題に関するわが国における議論は、

問題等につき、主として民法規定の適用の可否をめぐ と表示との不一致、瑕疵ある意思表示、代理等の法律

このように、

問題設定並びに問題解決を民法学に類

題点を考察することとする。

け けられたものであり、この意思表示概念を基軸とする 推を求める理論構成で進めるという方向性は、 示概念の下に行政法関係における私人の行為を位置付 体系的考察を加えるという方法論によって決定付 意思表

されるのである。 (5) 理論の形成には、ドイツ行政法学の多大の影響が看取

法適用論のみによっては、行政法関係における私人の 日に 適用の可能性が検討されており、このような傾向は今 概念の下に、 おいても基本的には維持されている。しかし、(6) イツにおいては、「私人のなす公法上の意思表示」 意思表示・法律行為に関する民法規定の 民

> うな批判は、 においても検討に値する問題提起を含むものと思われ 来の方法論に批判的な見解も主張されており、 行為に特有の機能を把握することができないとし、 ドイツと同様の状況にあるわが国 このよ の議論 従

展開を検討し、 以上の観点から、本稿では、ドイツにおける理論 行政法関係における私人の行為論の問 の

格を異にする各種の行為が含まれるが、 討は本稿の課題ではないため、 なお、行政法関係における私人の行為には、 第一次的処分の発給 その包括的 法的 の 検 性

前提となる私人の行為を題材として検討する。

- 1 Sicherung und das Allgemine Verwaltungsrecht VVDStRL Bd. 28, 1970, S, 212 f. Wolfgang Rüfner, Die Rechtsformen der sozial
- (3) 田中二郎「私人の公法行為の観念に就いて」法学 (2) 美濃部達吉「日本行政法上巻」(一九三六)一七五 頁以下。 協会雑誌五六巻一二号(一九三八)行政行為論 五四)所収三〇五頁以下。その後の主な研究としては、

為の理論」(一九七三)等。 (一九六八) 所収、新井隆一「行政法における私人の行 察」司法研修所創立二〇周年記念論文集二巻民事編二 ○)、青木康「私人の公法行為に対する行政手続法的考 究を中心として~」民商法雑誌四二巻四号(一九六 南博方「私人の公法行為の観念と適用法理~判例の研

- (4) 「私人の公法的行為」論においては、「公法上の意 中・前掲書三〇七頁)。 示等の精神的作用をも包摂して考えられている(田 思表示」概念が密接に関連する(美濃部・前掲書一八 ○頁参照)。なお「私人の公法行為」論では、観念の表
- 5 できる。 izistischen Rechtsgeschäfteの概念との共通性が指摘 ローシャン (Karl Kormann) の nichtamtlichen publ 「私人の公法的行為」「私人の公法行為」概念は、
- 6 297 ff.; Dieter Middel, Öffentlich-rechtliche Willen-Bereich das öffentlichen Rechts, VerwArch. 1970, S Peter Krause, Die Willenserklärung des Bürgers in nicht hoheitlicher Art, BayVBl, 1958, S. 325 ff. ff.; ders., Die öffentlichrechtliche Willenserklärung Privatperson, Festschrift für Laforet, 1952, S, 戦後の主な研究として、Gunther Kuchenhoff öffentlich-rechtliche Willenserklärung

Schnell, Der Antrag im Verwaltungsverfahren, 1986 serklärungen von Privatpersonen, 1971; Martin

る試みもみられる。Vgl Ferdinand Kirchhof, Der として、私人の行為を前提とする行政行為を位置付け しかし、近年では、給付国家における行政の活動形式 欠缺した場合の行政行為の効力が主たる関心であった。 人の行為が問題とされるが、そこでは、私人の行為が 力を要する行政行為等、 なお、承諾に基づく行政行為、双方的行政行為、 行政行為の分類においても私

7 人の同意(Zustimmung)をも含めて用いられること ただし、ドイツの議論では、申請(Antrag)という場 合、広義には、(不利益的)行政行為の発給に対する私 がある。 主に、行政行為の発給を求める申請が該当する。

Verwaltungsakt auf Zustimmung, DVBl. 1985, S. 651

が

概念の形成

私人のなす公法上の意思表示

意思表示概念は、法律行為概念と密接に関連し 一八世紀初頭のドイツ私法学において、 自然法

が

定されている。

chen publizistischen Rechtsgeschäfte)」の概念が設

律行為(publizistischen Rechtsgeschäfte)」の下位概

試みられているが、その過程において、「公法上の法

念として、「私人による公法上の法律行為 (nichtamtli:

は比較的古くから確認できるが、(10) け継がれ、この過程において、申請等私人の行為は、(9) 理論では、私法概念に大幅に依拠する行政法の体系化 論に始まるとみてよい。 体系的位置付けは、 為として観念されるとの認識は、 公法上の意思表示・法律行為概念の下に行政法理論 による法的構成方法は、行政法学の体系化作業にも受 も移植された。特に、国法学の領域において、ゲルバ 部に位置付けられるに至った。 公法領域における私人の行為が、意思表示・法律行 ラーバントにより確立された私法学的方法の採用 コールマン (Karl Kormann) の議 周知のごとく、コールマンの 行政法総論における 個別法分野において

の

法律行為、意思表示の両概念の関係については、

民

離脱の届等、 向けた意思表示をなす各種の私人の行為が包括され、 この概念の下に、訴訟の提起、 公法上の法律関係の発生・変更・消滅に 許認可の申請、 国籍

象性故に国法学、

行政法学、訴訟法学等の公法領域へ

理論の下に形成された法概念であるが、その高度な抽

法草案では、その第三章において、「意思表示」の表題 (3) 定が独立して定められた。 法学において精密な議論がなされるようになるが、 おいては、 大であったとされ、私人のなす公法上の意思表示論 の修正草案)が理論や実務に与えた事実上の影響は多 の下、私人が官庁に対してなす意思表示に関する諸規 の影響を受けて、一九三一年のヴュルテムベルク行政 用語としての意思表示の使用が一般化する。 右草案 (並びに一九三六年

法的評価も私法の規律に服するかという問題が存在す により把握する際には、 行政法関係における私人の行為を意思表示概念 民法適用論

私法との概念的同等性故に、

ルマンも、「私法上のカテゴ

これについては、コー

から、

公法に特別規定が無い限り、

適用されねばならない」とする。

このように意思表示

私法の規範が類推

概念から演繹的に法の適用を導き出すという思考は、

力に関しては、「公法上の意思表示の本質(Wesen)」 完全に区別される」とする。 の公法への類推適用の可能性及びその程度の問題とは、 IJ ì Þ 单 門用語の純粋に外面的な模倣と、 しかし、 例えば、 私法の 行為能 原則

効 • natur)」から私法と異なる原則が適用される必要はな Küchenhoff) は、 されるもの 民法の適用に比較的制限的な立場をとる論者にも散見 、とす。 (7) る。 取消に関して、「意思 であり、 公務員の退職申請 例えば、 麦 キュッヘンホフ (Günther 示 の 法 的 の効力発生、 性質 (Recht 無

念の考察方法と同様の方法で処理されるという点に現 危険性は、 私法学からもその問題点が指摘されて フルーメ (Werner Flume) とりわけ、 意思表示概念が内包する演繹的思考には、 抽象の下に現象が把握され、 現象の特殊性に着目しない法的な規 は、「法にとって演繹法の お 現象が抽象概 り 例えば、 既に

-橋論叢

り、 とし、 ちにおいて見誤る危険性を生じる」と説いているが、(20) 欠いていることを理由に、 ウゼ (Peter Krause) は、「公法が、 Arens) 状況を解明すべきであるとしたアーレ 個 指摘は、 律が抽象概念と結合する場合、 び概念設定を行うならば、 々の訴訟行為、 行政法関係における私人の行為論においても、 いわゆる訴訟法上の意思理論・ 意思表示概念の使用に注意を促す。 の所説にも同様の思考をみることができる。 訴訟法学においても問題とされたところであ あるいは訴訟行為類型にお 現象をその 私法に類する問題解決お その危険性は高 明文の 表示理論を批判し、 特有の機能 ン フル ス(Peter 般規 ける利益 ま。 る¹⁸ 1 クラ 律 У の ヵ ò Ì を

あ₍₂₁₎ る。⁽²¹⁾ (Allgemeine Rechtsgedanken) のみを肯定する学説(22) 紀初頭のドイッ行政法学において広く流布したもので 法律関係に類推的に転用するという考察方法は、 あ 類推 るとこ 意思表示概念を通じて、 (適用) ろであり、 の許容性に関しては、 これを否定し、 民法規定を行政法 今日でも 般法 原理 今世 上の この指摘は注目に値する。

3

論

の

する例も存在する。 員法関係にも適用できる」と、 規定は、 接的に公法へ適用することはできない。 意思表示における意思の瑕疵の規定は、 有力に主張されてい (3) とれが一般法原理の表現とされる限りで公務 る。 判例に 明確に類推適用を否定 おい ても、 直接ない (中略) 「民 私法 ,し間 法 の

Þ

肯定する見解に対しては、 等原理の相違から、 (Otto Mayer) Rechtsähnlichkeit) かし、 類推適用を否定し一般法原理の適用 の見解と同様の問題性が指摘され(24) 類推適用の前提たる法的 を欠くとした〇・マイ 公法の従属原理と私法の i類似性 の ャ てい み 1 対 を

違を推論するという立論は、 具体的な利益状況の比較を問題とする 致するもの すなわち、 ではないと考えら 公法と私法の相違から、 類似した事実関係を基準 られ。 る。 る。 利益状況の相 類推の過程と

原理を用いたとの指摘もなされている。(26) 般法原理 お 単に 判 例理論に対しては、 類推適用へ の性質につ の疑念を回 ð, 明確 裁判所は、 な区別をなさないまま、 [避するために一 類 推お 般法 よび

> して解答されねばならない」との批判がなされている。(ミア)となっている利益状況の比較による価値評価の結論と 念操作 具体的な問題解決が 意思表示概念からも、 私法の相違論との混在を問題として指摘することが 否定論に関しては、 加えるという側面を欠いてきたことは否定できない。 からの演繹的思考が問題として指摘され、 それ故、 4 両論いずれにせよ、 以上のように、 (Denkenoperation) 従来の概念法学的な民法適用論に対 行政法規の缺欠補充問題と公法 導かれ得ないとし、 類推に関しては、 公法と私法の本質的区別 事実関係を基に具体的考察 によるのではなく、 「論理的 意思表示概念 また、 からも しては、 問 類 な で 題 概 推

行政庁への到達以後、 けられるとし、 をもって、 第一 カゝ つて、 三〇条の解釈か ケンプラー 表示の存続に対する表意者の責任が基礎 この信頼保護の要請を理由 表意者は、 5 (Herbert Kempfler) 意思表示の相手方への 自己の申請に拘束さ に は 申請 B G 到 슅

В

論にみることができる。

利益状況の解

明の具体例

を

申

請の撤回に関する

n ると結論 れに対して、 し。 た。 た。

存在しない」という特殊性に求める。(29) 思表示の相手方が有する保護に値する信頼が公法では し、その根拠を利益状況の差異、 効力発生と拘束力発生時期とは、 意思の変更をなすことを許容しないような民法上の意 学説の多数は、 すなわち、「表意者が 明確に区別されると 公法上の意思表示の

規については、 とに、行政庁の利益を認めることはできないといえる。 なした客観的表示内容が確実なものとして存続するこ 表示は、 なく、手続法上の措置に着手する根拠を意味する。 表示受領者たる行政庁にとって、 したがって、 少なくとも行政行為が発給されるまでは、 経済的な自由処分の根拠を意味するものでは また、 特殊な利益状況が存在するものとして 撤回に制限を加える個別行政法 申請等私人のなす 私人の 故

ン

任用官庁の同意を要するとする連邦官吏法(BBG)第

自由な撤回を原則としつつも、

公務の円滑

Ŕ っとも、

以上の理論にいう手続法的表示とは、

あ

て

申請の提出から二週間経過した後に撤回する場合には

三〇条は、

制限の正当性が検討されることになる。

例えば、

退職

 \equiv 手続法的側面

議論が意思表示を中心概念として論じられてきた以上、 1 行政法関係における私人の行為に関する従来の

らの検討も徐々に加えられてきている。

る傾向にあった。

しかし、

最近では、

手続法的側面

その法律問題も専ら実体法上の問題が中心に論じられ

ノ (P---- で) が実体法上の意思表示と区別されていたが、ハルトマが実体法上の意思表示と区別されていたが、ハルトマが実体法上の意思表示と区別されていたが、19続法的表示 ける。 慎重性等)やその法的安定性の要請 法の適用が検討され、 許可手続における隣人の同意を手続法的表示と位置付 きなくなる) ことにより、 (Passau Hartmann) せ、 これにより、 を理由とする撤回 不服申立て、 通常の実体法的表示とは異なる民 建築許可手続の特殊性 取消訴訟を原則的 この分類に基づき、 [期間の制限が (隣人は 主張され に提起で 同意する (手続 建築 の

122

れる。(③)、(3)な継続を要請する公益への考慮に基づくものと考えらな継続を要請する公益への考慮に基づくものと考えら

例えば、クラウゼは、

申請等私人の行為が、

単独で 契約

効果のみを有する私人の行為の存在を指摘するにとど 果の側面に着目して立てられた概念であり、 くまで行政法関係における私人の行為の有する法的効 手続法的

まるものである。

政行為における私人の協力行為に関して、行政行為発 バドゥラ (Peter Badura) は、 協力を要する行

おける私人の行為を行政手続上に位置付ける試みがな 私人の行為の法的性質自体の検討から、行政法関係に (dualistische Charakter) を指摘したが、このように(33) 範囲を決定する手続法上の側面という二面的性格 給の実体法的前提たる側面と行政手続の開始・対象・

される。

た。

られる」とする。(35)的に秩序立てられた手続の要素である点に特色が的に秩序立てられた手続の要素である点に特色が

. 求め

きた法律問題を行政手続上の問題として解決すると (二)) 従来、単に民法規定の適用論として論じられて このような位置付けは、 後に論ずるように (本稿三

り、「私人のなす公法上の意思表示」論における論点の いくつかについて、立法的解決がなされることとなっ 3 一九七六年、行政手続法 (VwVfG) の制定によ

う方向での議論を生み出している。

判断するというのが一致した見解であった。ここに るかという問題について、 項を適用することにより、行政庁への到達をもって まず、書面による申請が 学説は、BGB第一三〇条(36) いつの時点から効力を発す 到

に行政庁へ到達した申請も、その時点から効力を発す 事実上の到達が基準と考えられ、 続法第二三条四項および第三一条一項の解釈からは 状態に置かれたときと解されていた。しかし、 達とは、社会通念上、表示内容を相手方が了知し得る 夜間や日曜 行政手

的特色がみられるとし、各種の申請を「行政手続上の という性質から、むしろ行為の手続的モメントに公法 におけるような規律内容の実質的要素ともなりえない はその意図した法的結果を惹き起こせず、また、

は

未だ学説の一致をみてい

ない。

ると解されている。(37) の他 申請の形式

も行政手続法の解釈として議論される状況になったと 等の技術的問題や代理による申請の提出 (第一〇条)、 期間 (第一四条) (第三一条)

許法 れる者」は、 でも、「公法の規定により行為能力を有すると認めら 条一項二号では、 単独で手続行為を行う能力を認めている。 法上の行為能力 lungsfähigkeit)」に関する規定が置かれ、 い 許認可を与える個別行政法規が、 題に関しては、 法上の制限行為能力者に運転免許を与える道路交通免 も認めるものであるかが争われてきた 在許可の取得を義務付ける外国人法 , える。 なお、 (StVZO) 第七条一項、一六歳以上の外国人に滞(38) 行政手続法第一二条では、「行為能力 (Hand-手続行為能力を有するとされる。 従来、 (Geschäftsfähigkeit)を有する者に、 未成年者等民法上の制限行為能力者 一定の年齢に達した未成年者に 公法上の行為能力を (AuslG) (判例では、 ただし、 原則的に民 第二条 この問 民 同

> 行政手続において自己の権利を単独で主張できる認識 とはできない。 「公法の規定」に、いかなる法規が該当するかは明確 達から、手続法上の行為能力を直接推論することは 能力が要求される以上、 ないため、 きないとの見解が妥当と思われるが、 この問題に対して、 もっとも、 許認可の要件たる年齢 手続法上の行為能力には、 義的な結論を下すこ この点について へ の で 到 で

関連する規律を包括的に規定するというシステムを採 これらの論点は立法的に未解決のまま残されている。(4) 観点からの議論 については規定を欠いている。 る取消し等、主として意思表示・法律行為に係る問題 っていないので、 の行為を題材に、 ところで、 そこで、 以下に 現行行政手続法は、 の 申請の撤回や意思の瑕疵を理由とす 民法適用論の進展、 おいては、 展開を追ってみることとする。 意思の瑕疵を帯びた私 したがって、 申請等私人の行為に 並びに手続法的 本法では、 X

deuschen bürgerlichen Rechts, Bd. 2, 1. Hälfte, 1914, Vgl. Adreas Tuhr, Der allgemeine Teil

8

|項等が問題とされた)。行政手続法第一二条のいう

- S. 147; vgl. Willibalt Apelt, Der verwal tungsrechtliche Vertrag, 1920, S. 92 ff.
- 法学の構造」(一九五二)三七頁以下参照。(9) この点につき、塩野宏「オットー・マイヤー行政
- (10) 特に、社会法領域におけるメンツェルの「私人から発せられる公法上の意思表示(von privatepersonen ausgehende öffentlichen Willenserklärungen)(Adolf Menzel, Die Arbeiterversicherung, 1893, S. 112)」は、コールマンに影響を与えたものと考えられる。 Vgl. Karl Kormann, System der rechtsgeschäftlichen Staatakte, 1911, S. 21 (Fußn. 84, 85).
- (II) Kormann, a. a. O., S. 8.
- (2) Kormann, Grundzüge eines allgemeine Teils des öffentlichen Rechts, in: AnnDR 1912, S. 114.
- (A) Verwaltungsrechtsordung für Würtemberg. Entwurf eines Gesetzes mit Begründung, 1931; Ergänzungsband zur Verwaltungsrechtsordnung für Würtemberg, 1936.
- (当) Vgl. Peter Krause, Die Willenserklärung des Bürgers im Bereich des öffentlichen Rechts, VerwArch. 1970, S. 298.
- (年) Kormann, System der rechtsgeschäftlichen Staatakte, 1911, S. 9.

Kormann, AnnDR. 1911, S. 910.

<u>16</u>

- Günther Küchenhoff, Die öffentlich-rechtliche Willenserklärung der Privatperson, Festschrift für Laforet, 1952, S. 321.
- (18) Werner Flume, Allgemeine Teil des bürgerlichen Rechts. Bd. 2, Das Rechtsgeschäft, 1965, S. 32. なお、平井宜雄「法律行為」川島編「注釈民法(3)」(一九七二)所収第四章もドイツにおける意思理論(Willens Dogma)に関して示唆に富む。
- (2) Vgl. Peter Arens, Willensmängel bei Parteihandlungen im Zivilprozeß, 1968, S. 14 f.
- (%) Krause, a. a. O., S. 300.
- Vgl. Krause, a. a. o., S. 301.(21) クラウゼは、意思表示概念の演繹思考により発表
- (Si) Hans Peters, Lehrbuch der Verwaltung, 1949, S. 156; Apelt, a. a. O., S. 200.
- (3) OVG Münster, Urt. v. 8. 11. 1951, VRspr. 5/58, 60. なお、類推適用・般法原理に関する判例の変遷については、Vgl. Friedrich Schak, "Analogie" und "Verwendung Allgemeiner Rechtsgedanken" bei ber Ausfüllung von Lücken in den Normen des Verwaltungsrechts, Festschrift für Laun, 1948, S. 276 f.

- (전) Otto Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht 1, 3 Aufl., 1924, S. 117ff
- (52) Schak, a. a. O., S. 275 ff.; Middel, a. a. O., 76 ff.
- 三六頁以下に詳細な論及がある。 ff. わが国では、石田穣「法解釈学の方法」(一九七二) Die Feststellung von Lücken im Gesetz, 1964, S. 24 原理の論説としては、vgl. Claus-Wilhelm Canaris Middel, a. a. O., S. 76 f. なお、類推および一般法
- Krause, a. a. O., S. 304
- に、BGB第一四五条による理由付けは避けられてい は、契約の締結を目的とするものではないことを理由 Recht anwendbar?, NJW 1965, S. 1951. なお、申請 Herbert Kempfler, Ist § 130 im öffentlichen
- (29) Peter Krause, a. a. O., S. 321. 同旨のものとして、 hren, 1986, S. 112.; Middel, a. a. O., S. 102 f. Martin Schnell, Der Antrag im Verwaltungsverfa-
- 30 Middel, a. a. O., S. 107 f.
- 表示のみが観念されている。 ッヘンホフの「手続法的表示」とは、専ら訴訟法上の Küchenhoff, BayVBl. 1958, S. 327. ただし、キュ
- Anfechtbarkeit von öffentlich-rechtlichen Willenser Passau Hartmann, Zur Widerruflichkeit und

- gem. Art. 73 BayBO, DÖV 1990, S. 8 ff. klärungen am Beispiel der Nachbarunterschrift
- (3) Peter Badura, Der mitwirkungsbedürftige Verwaltungsakt mit belastender Auflage, JuS 1964, S
- <u>34</u> Krause, a. a. O., S. 299, 304
- Shnell, a. a. o., S. 123.
- <u>36</u> <u>35</u> Krause, a. a. O., S. 297; Middel, a. a. O., S. 94
- <u>37</u> in: Erichsen/Martens, Allgemeines Verwaltungsre-Schnell, a. a. O., S. 104 f.; Hans-Uwe Erichsen,

cht, 9. Aufl., 1992, S. 353

- (38) BayVGH, VRspr. 9/385, 387 f. (未成年者の 上の行為能力に関する規定と判断した。 例)、BVerwG, MDR 1966/442.(禁治産者の事例)に おいて、いずれも、道路交通免許法第七条一項を公法
- <u>39</u> 452 f., DÖV 1985, S. 407. BayOLG, DÖV 1979, S. 62 f; BVerwG, DÖV 1982, s. 1978, S. 245f.これを否定する判例としては、 公法上の規定と解した判例として、KG Berlin, NJW 外国人法第二条二項を行政手続法第一二条のいう
- (4) Middel, a. a. O., S. 44 ff; Schnell, a. a. O., S. 54 ff. なお、道路交通免許法第七条二項が、同条第一項の 年齢に達しない者にも法定代理人の同意があれば免許

付けである)。 る(これは、右の未成年者の事例で判例がとった理由 行為能力規定であると推論することは可能と考えられ を与えられるとすることから、 同条第一項を公法上の

しゝ

お

<u>41</u> Vgl. Schnell, a. a. O., S. 52 f. 者に完全な行為能力を認めるかについては、行政手続 度妥当するかは、 〇七条の適用には、 て最終的に判明するものであることから、 おける個々の行為の意味は、 行為能力の問題についても、 例えば、単に利益を受くべき行為につき、 なお議論のあるところである。 批判的な見解が呈されている。 手続全体との連関にお 民法の規定がどの程 BGB第 未成年 しか

民法規定の Ξ 意思の瑕疵を帯びた申請に関する議論 適用の前提問題

より解決を図っている。 GB第一一九条以下(意思表示の取消規定) あるいは詐欺・強迫によりなされた場合、 行政法関係における私人の行為が、 錯誤に基づき、 通₍ 説42 は、 の適用に В

> 規定の適用を考慮する必要のない旨を指摘した。 ある場合に限られる。 を課すものか、 に応じて発給された行政行為が、私人に継続的な義務 がって、 的な行政行為を求める申請の場合、 Ø 給付内容の放棄が可能であるという性格から、 ては申請の撤回が可能であり、 民法の適用が実質的に意味をもつのは、 あるいは私人の権利を制限するもので 給付決定後にお 給付決定以前 申請 民法 に

討することとする。 益の視点から私人の行為を類型化し、 に固有の問題を踏まえた上で、更に、 までの期間において行使されるものと考えられている。(タイ) 要がある以上、民法上の取消権は、 法適用の制限を主張する議論があり、 不可能となる行政行為の発給時から不可争性の発生時 行政行為は、行政法上の争訟手段により除去される必 さて、 なお、意思の瑕疵を帯びた申請に基づき発給され 以上のような行政法関係における私人の行為 原則的に、 表示関与者の利 これに基づき民 以下にこれを検 撤回 た

行政法関係における私人の行為の類型化

法規定の一般的な適用の肯定は極端であるとし、授益

これに対して、ブリング (Manfred Bulling) は、

民

意思表示を三類型に分類し、 法益関与者の特定性、 第 一類型は、 特定の相手方に向けられ、 ンホフは、 不特定性の区別から、 意思表示の法的効果、 法の適用を論じた。 (4) (5) かつ、 表示 特に の

1

丰 ッ

< は 付ける公物指定の に対して発生するもので、 定申請がその例とされる。 上の効果が波及するもので、 に直接関与した者の間にのみ法的効果が発生するもの ・事業活動等により、 公務員法上の退職の申請が挙げられる。 法的効果が行政行為を通じて、 申請者に一 定の法的地位が形成され、 同 意 直接の表示関与者以外にも事実 (Widmungszustimmung) 営造物の一般私用権を基礎 第三類型は、 保健医 (Kassenart) 直接かつ一般公共 意思表示の結 これに基づ 第二類型 の認 が

デ

jレ

2

では、

限が、 heit) 取消の排除が主張されてい であるとし、 の要請による表示理論が行政法にも妥当すべ また、 構成要件の側面 法律効果の側面からは取消 る⁴⁶ からは錯誤を理由とす の 遡及効の 制 き

た概念論的性格をなお有しており、 表示理論・意思理論 ら一体的な結論を導く 以上のようなキュッヘンホフの主張は、 は批判的検討 を加えている。 (ないしその混合理論) 、点で、 なお演繹的なものであ これに対して、 表示理論 に拘泥 かゝ

第二、 類型における申請者と一 であるとして、 第三類型が 法の適用に関するキュッへ 次のような相違を指摘 同列に論じられたが、 般公共の利益対立 ンホフの結論 ₹ デル は異なるも んは、 両

取消 で、 続することまでも要求するも る点に利益を有し、 なした法的行為が、 第二の類型において、 (錯誤、 の制限は遡及効の制限に 詐欺・強迫の)構成要件の区別による制限 保健医等の地位が将来に向けて 申 請の取消以後も有効に存続 般公共は、 おい のでは て考慮されれば十二 ない。 保健医や弁護士 したが って、 存 分

一橋論叢

その例とされる。

の

み肯定され、

第二、第三の類型については、

以上の類型に対して、

民法の取消規定は第一

類型に

の

の

般公

明白な利益対立が生じる。この場合、両者の利益考量は利益を有しており、同意者と一般公共との間には、営造物使用権が将来に向けて存続することに一般公共は不必要であるとする。他方、第三の類型においては、

されるとする。
(5)
原理から、錯誤を理由とする取消は、原則として排除原理から、錯誤を理由とする取消は、原則として排除「個々の動機決定過程の有責性」に求めるとの一般法が必要となるが、表示関与者の利益調整の基準をが必要となるが、表示関与者の利益調整の基準を

フよりも細分化された類型論が提示されている。もっ適用の制限を区別する点に特徴があり、キュッヘンホづき、効力(遡及効)と構成要件の側面における民法以上のようなミデルの議論は、利益状況の区別に基

れる。 るが、これについては、以下のような問題点が指摘さるが、これについては、以下のような問題点が指摘さ限を導く点で、両者は共通の論理構成をとるものであとも、一般公共・第三者の信頼利益から民法適用の制

ては、取消の遡及効の有無にかかわらず、行政行為は示の取消の遡及効の否定が導かれるとする理論につい第一に、第三者の信頼利益保護の要請から、意思表

問題であるとの見解が主張されている。(8)行政行為の違法・無効の判断において考慮されるべき違法となるのであり、一般に、第三者の信頼利益は、

律関係に固有な観点からの検討が必要であると主張さの評価に関しては以下に述べるごとく、行政法上の法という観点から否定的に解されているが、この有責性第二に、錯誤を理由とする取消は、表意者の有責性

れている。

 \equiv

公権力の援助義務

(Betreuungspflicht)

を求める。 利益対立が存在しない点に公法上の意思表示の特殊性(典型的には、売買契約の当事者)の間に生じるようなは、私法上の意思表示における表意者、表意受領者は、私法上の意思表示における表意者、表意受領者

基づく損害賠償請求、あるいは原状回復請求をするこに援助義務が懈怠されれば、市民は、職務責任違反にせる」援助義務が行政庁に課せられるとする。結果的し、市民に与えられた権利主張の機会を最適に利用さし、市民に与えられた権利主張の機会を最適に利用さし、市民に与えられた権利主張の機会を最適に利用さしての利益対立の不存在から、「市民を錯誤から解放

められる。 の瑕疵を手続上の瑕疵へと転換する」という意義が認の瑕疵を手続上の瑕疵へと転換する」という意義が認 とが可能となるが、この点で、「援助義務違反は、 意思

手続の終結まで援助義務が作用し続けるとする。 請内容の解釈、 で回避するか」に第一の意義が置かれている。(55) 為・公法上の契約における意思の瑕疵をいかなる方法 利救済の意味においてでなく、「協力を要する行政行 申請提出時の瑕疵の補正指導にとどまることなく、 しかし、この義務は、 申請の瑕疵の治癒・転換等を通じて、 単に不履行の際の事後的な権 故に、 例え 申

が援助義務から派生するものとして挙げられる。(56) 則 ば 解釈原則は、 (Prinzip der Meistbegünstigung des Bürgers) J 申請の解釈においては、「市民に最も利益となる原 私法における意思表示の解釈と比較して、 社会法治国家原理から根拠付けられると この 信義

する実体法上の問題領域に対して、 以上のように、 瑕疵の発生を予防するものといえるが、 クラウゼの所説は、 手続法上の観点 意思の瑕疵に関 従来の民 か

則

はかなりの程度モディファイされるとする。

ことに対して、 法適用論が専ら表示の拘束力の除去を問題としてきた 申請権および申請内容の保護とい ・う観

して、 と述べるが、どのような程度・態様の意思の瑕疵に対 点からの問題提起を含むものといえよう。 を念頭に、 も明確な基準は設定されておらず、 なお、 錯誤の問題は、 公権力は援助義務を負うかについては、 クラウゼは、 援助義務の妥当範囲は、 かなりの程度減少するであろう」 「自由な撤回と援助義務によっ 社会法領域の問題 比較的広く理解さ 必ずし

て、

として議論されている。 (VwVfG) 第二五条に明文化され、 その後、 公権力 の 援 助 義 務 は、 実定法の解釈問題 行 政 手 続 法 れている。

推論 とし、 る。 よりなされた申請に対して、 るとされ、 2 明白な過誤とは、 や職権による調査で知り得るものをも含むと解さ 単に視覚上認識し得る誤記のみならず、 行政手続法第二五条一文では、「明白な過誤」に 明白性という要件が基準として示されてい 平均的職員の知識・行動を基準 官庁に助言義務が発生 合理的 す

義務の発生が判断されることになる。錯誤も含む)といった瑕疵の態様にかかわらず、助言(6)れている。故に、詐欺・強迫、錯誤(いわゆる動機のれている。故に、詐欺・強迫、錯誤(いわゆる動機の

て、意思の瑕疵を帯びた申請の問題を検討する議論が本法成立以後においては、行政手続法の規定に即し

る。

シュネル(Martin Schnell)は、行政手続におけるみられる。 て、意思の瑕疵を帯びた申請の問題を検討する議論が

疵を帯びた申請に関して、

以下のように述べる。

行政庁と申請者との間には、

クラウゼの所説

行政庁と申請者の利益状況の分析を通じて、

明白な瑕

はよれてするとする。 て、法的明確性(Rechtklarheit)の利益が申請者の利するための確実な根拠を行政庁は必要とし、したがっするための確実な根拠を行政庁は必要とし、したがっ在しないが、申請の処理に係る各種の手続行為に着手のごとく私法上においてみられるような利益対立は存のごとく私法上においてみられるような利益対立は存

れ、原則的に表示内容が妥当することになる。しかし、申請者の自己責任によって法的明確性の利益が優先さ判断されるが、意思の瑕疵を帯びた申請といえども、当断されるが、意思の瑕疵を帯びた申請といえども、益と対立するとする。

の自己責任を軽減させる」という結果をもたらすとす同責任 (Mitverantwortung)を負い、それは、申請者条の助言義務により、行政庁も「その表示に対して共明白な瑕疵を帯びた申請の場合は、行政手続法第二五

又は知り得べかりし場合、 なし得ないという処理が図られてい ものとして存続し、 民法上は、 民法と異なる処理の必要性が主張される。 また、 明白な瑕疵を帯びた申請の効力については、 明白な瑕疵を帯びた意思表示も一応有効な ただ、 相手方は損害賠償の 相手方が意思の瑕疵を知 る。 カュ すなわち 請求を ح の

べきとする。(G)、無効 (unwirksam) として処理されるされない限り)、無効 (unwirksam) として処理されるし、明白な瑕疵を帯びた申請は(申請者の真意が解明

ような利益調整の手法は、

行政手続には適合しないと

と解される余地があるとする。まず、瑕疵の重大性は、明白性の要件(行政手続法第四四条)を満たし、無効が発給された場合、その行政行為は、瑕疵の重大性・更に、明白な瑕疵を帯びた申請に基づいて行政行為

請者の立場を、

合理的判断を行う標準人の立場に置

き

が

白とはいえないため問題を生じる。

換えるならば、

疵の

明白性の判断時)では、

未だ行政行為の瑕疵は明

しかしながら、

申

る申請者にとって、

行政行為が効力を生じる時点

報

る。 行政手続法第二五条における行政庁の義務違反、 他方、 請が無効 瑕疵の明白性に関しては、 (unwirksam) であることから肯定され 錯誤に陥っ てい 並 43

る。 関する民法規定の適用を考慮する必要はないことにな 行政手続法上の処理が可能であり、 以上のように、 この要件も満たされると考えられる。(6) 明白な瑕疵を帯びた申請に関しては、 意思表示の取消に

階として、 白でない場合については、 る解決が検討されることになるが、 な 第五一 お シ 条一項三号)等が、解決手段として(68) 行政手続法の設ける法制度として、 ュ ネ iv の所説においても、 最終的には、 解決手段として利用さ ただし、その 意思の瑕疵が 民法規定に 再審手)前段 明 ょ

を図ろうとするものである。

適用論の問題性を指摘し、

行政法に固有の解決手段を

バ

得ることが

指摘されており、

ここには、

従来の民法

ることができる。 まず追求するという点で、

四 小括

ドイツの議論

の

傾向としては、

行政法関係に

ぉ

ける

両者間の利益状況の特殊性から、 適用を図ろうとする方向であり、 共との利益考量を重視し、 法適用論を発展させるもので、 議論の方向がみられる。 即した解決を図るという共通した志向を指摘すること 私人の行為の利 おける行政庁と私人という主体の特有性に主眼を置き、 できるが、 この基本的立場からも、 益状況の特殊性の考慮の下に、 すなわち、 民法適用の制限ない 特に、 他方は、 民法とは異なる解決 方は、 大別して二つ 第三者 行政手続 従来の 一般公 これ し修正 民

型が、 ては、 という点で議論 前者 ーし得るものでないことは明らかであり、 手続法上 民法適用の判断基準として十分なもので の議論に関しては、 の余地があろうし、後者の議論に関 の解決が意思の瑕疵 提示された私人の行為 の問題をすべて 民法の適 ある の 類 カ か

クラウゼと共通

の指向

をみ

の批判として、基本的な視点を一にしている点は、しかし、両者いずれの立場も、従来の民法適用論用問題は、なお検討課題として残されている。

注

(일) H J. Wolff, Verwal tungsrecht I, 7. Aufl., 1968, S

目されるべきであろう。

- (3) Manfred Bulling, Zur Frage des mängelnde Antrags bei antragsbedürftigen begünstigenden Verwaltungsakten, DÖV 1962, S. 379. したがって、民法の適用は、個別の事例で、撤回や放棄が禁止されるような「民法上の意思表示との明白な同等性(Paralelen)」が存在する場合に初めて問題とされるとする。
- (4) 行政庁の誤った教示等を理由に期限の徒過の不利益が保護される場合は、例外として出訴期間経過後も申請の取消が可能である。Vgl. Dieter Middel, Offentlich-rechtliche Willenserklärungen von Privatpersonen, 1971, S. 139.
- (45) Günther Küchenhoff, Die öffentlicherechtliche Willenserklärung nicht hoheitlicher Art, BayVBl. 1958, S. 326 ff.

(4) Küchenhoff,

a. a. 0., S.

327; ders.,

Die

- 4) 表示理論・意思理論自体が有する概念的性格につPrivatperson, Festschrift für Laforet, 1952, S. 317.
- 4) 表示理論・意思理論自体が有する概念的性格についての批判として、vgl. Harry Westermann, Einheit und Vielfalt Wertungen in der Irrtumslehre, JuS 1946, S. 170.
- (\(\preceq\)) Middel, a. a. O., S. 102 f.
- (욱) Middel, a. a. O., S. 116.
- (S) Middel, a. a. O., S. 133 ff
- (51) 協力を要する行政行為における私人の行為の分類(同意(Zustimmung)と承諾(Unterwerfung))を通いて、次のような類型を立てる。vgl. Middel,a. a. o.,

はおいく (普段による収拾の制度) (は)、(2)義務の付帯する授益的行政行為で、(a)権利の 放棄が可能な場合、①第三者・一般公共の利益に影響がある場合(取消の遡及効の制限、ただの利益に影響がある場合(取消の遡及効の制限、ただの利益に影響がない場合(権利の放棄で解決)、②第三者・一般公共の利益に影響がない場合(権利の放棄で解した。(2)義務の付帯する授益的行政行為(権利の放棄で解し、(2)義務の付帯する授益的行政行為(権利の放棄で解し、(2)義務の付帯する授益的行政行為(権利の放棄で解し、(2)義務の付帯する授益的行政行為(権利の放棄で解し、(2)

- Vol Schnell a a O の 154話・・(錯誤による取消の制限)
- (S) Vgl. Schnell, a. a. O., S. 154.(S) Krause, Willensmängel bei mitwirkungsbedür-

192 ff. tungsgerichts, Juristen Jahrbuch, Bd. 4, 1963/64, S chung des Bundesgerichtshof und des Bundesverwal Die Behördliche Betreuungspflicht in der Rechtspre-判例における形成史としては、vgl. Horst Uffhausen の一般領域に妥当することが承認されたものである。 域で最も早期に発達したが、判例の集積により行政法 Vertragen, JuS 1972, S. 427. 援助義務は、社会法の領 ftigen Verwaltungsakten und öffentlich-rechtlichen

- <u>54</u> <u>55</u> Krause, a. a. O., S. 428 Krause, a. a. O., S. 426.
- <u>56</u> SozVer. 1961, S. 350 ff. ただし、行政庁にとって申請 Antrag auf Gewährung der günstigsten Renten? の瑕疵が明白であっても、申請者が表示通りの内容を Herbert Niemann, Der Rentenantrag/Grundsätzlich 解釈転換を肯定した判例として、BSG, Urt. v. 18. 11 金申請から就業・生業不能を理由とする年金申請への 1960-4 RJ 305/59 (Breithaupt 1961 S. 342 ff). Vgl Krause, a. a. O., S. 438. 具体例としては、 老齢年

る。 Krause, a. a. O., S. 428 Vgl. Schnell, a. a. O., S.

58

57

- Aufkunftspflicht) として規定され、 Aufl., 1983, S. 225 Bonk/Leonhard, Verwaltungsverfahrensgesezt, 2 援助義務の発生が肯定されている。Vgl. Stelkens/ 意図に適合しない申請が提出された場合においても、 みならず、明らかに無目的な申請、 助言·情報提供義務 (Betreungs-und あるいは申請者の 形式的な瑕疵
- Vgl. Stelkens/Bonk/Leonhard, a. a. O., S.

59

- <u>60</u> O., S. 335) かは問題とされてきた。 SozVer. 1966, S. 9)、あるいは少なくとも外部に認識 chen Rentenversicherung als Willenserklärung (Karlsruhe Röss, Der Rentenantrag in der gesetzli-においても、動機の錯誤は、全く考慮されないのか し得る状態にある場合には考慮される(Krause, a. a 民法学と同様に、私人のなす公法上の意思表示論
- $\widehat{61}$ Schnell, a. a. O., S. 122 f.
- Schnell, a. a. O., S. 123. 自己責任

<u>62</u>

- 所説と異なるところはない。本稿二(二)2参照。 (Selbstverantwortung) の原理に関しては、ミデルの
- Schnell, a. a. O., S. 175.

<u>63</u>

Schnell, a. a. O., S. 125, 126

申請人の自己決定を侵害することになるとの指摘もあ あり、申請人に最も有利となる解釈原則を用いると、 政庁は、まず申請者にその真意を問い合わせるべきで 欲しているか否かが必ずしも明らかではない場合、

(135)

て

すなわち、

行政法関係における私人の行為論を検討するに当た

私人の意思決定が現代行政において占める意

カ

権利を創造的に形成・具体化するとい

66 とは否定できない。 以上のような行政手続法上の規定に基づいて解決され 縮により、 審の途が開かれることになる。また、 項三号により、 る意思の瑕疵の問題は、 る請求権が与えられる可能性があるとされる。ただし、 八条の職権による行政行為の取消規定も、 は行政庁により詐欺・強迫等の行為を受けた場合に再 する再審理由が与えられる場合、手続関与人、 Schnell, a. a. O., S. 136 ff. 行政手続法第五一条 行政行為の名宛人に行政行為の取消を求め 民事訴訟法(ZPO)第五八〇条の規定 かなり限定的なものとなるこ 行政手続法第四 裁量の零収 あるい

 $\widehat{65}$

Schnell, a. a. O., S. 129

Ħ

四 お ゎ ŋ iz

行うことを目的とした。 起因する諸々の問題性を指摘し、 表示」論の検討を通じて、 本稿は、 ۴ イツに 主として、 その理論的な検討を 意思表示概念に

おける 私人のなす公法上の意思 留意しなければならない。 民法学における理論の転用を追求するという従来の

えられ。 (67) る。 ろう。 においても法律関係の形成の手段となりうるものと考 法的な私的自治の形態においてだけでなく、 う意思表示の一般的構造は看過されてはならない 自己決定的、 自己責任的人格の意思表示は、 公法領域 で 私 ぁ

することになり、(68) され、 ないのであり、 害に公権力が無関心であるならば、 点において、私法上の意思表示とは異なるものである。 の説明がなければ、 が払われるが、 しかし、申請等私人の行為は、 由主義国家では、 公権力と私人との基本的関係が検討課題となる 市民は危険な状態に置かれる」ことに(9) 一方で、 特に「複雑な法令の中では、 その内容や相互関連性を認識でき 私人の意思決定に最大限の 私人の意思形成の過程 行政手続の内に 社会国家原理に反 専門家 で 尊重 統 の 障 合

自

たわが国の議論においても、ドイツの議論を参考に、 とができるが、民法適用論を中心として展開されてき 公法的問題解決を探るという理論の傾向を看取するこ るドイツの議論には、以上のような問題意識の下に、

再検討すべき点があるように思われる。(70)

<u>67</u> <u>68</u> Parteihandlungen im Zivilprozeß, 1968, S. 37 P. Krause, Willensmängel bei mitwirkungs-Vgl. Peter Arens, Willensmängel bei

rechtlichen Vertragen, JuS 1972, S. 426 bedürftigen Verwaltungsakten und öffentlich

(金) BGH. Urt. v. 6. 4, 1960, DVBI. 60/520, NJW 60/

「錯誤による私人の公法法行為」行政法の争点(新版) 省をうながさなければならない」とされる。新井隆一 法の法理の適用の肯否のみを論じていたことには、反 究であり、また、新井教授も、従来の判例・学説が「民 記念論文集二巻民事編二(一九六八)所収が先駆的研 に対する行政手続法的考察」司法研修所創立二〇周年 (一九九〇) 四八頁。 行政手続との関連では、青木康「私人の公法行為

(一橋大学大学院博士課程)

<u>70</u>